

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第59条の3及び第59条の3の2の規定によって郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載されている住所	
ふりがな	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生
電話番号	

武蔵村山市選挙管理委員会委員長 殿

【添付書類】

・身体障害者手帳、戦傷病者手帳（これらの手帳の記載からは、郵便等による不在者投票を行うことができることとされている障害の程度に該当するかどうか明らかでない場合、又は代理記載の方法による投票を行うことができることとされている障害の程度に該当するかどうか明らかでない場合には、知事、若しくは、指定都市の市長又は中核市の長の証する書面）又は介護保険の被保険者証の写し

- ・代理記載人となるべき者の届出書
- ・同意書及び宣誓書

【備考】

- 1 氏名欄の氏名は必ず自分で記入してください。
- 2 「郵便等投票証明書」の有効期限は交付の日から原則として7年間となります。また、要介護5のかたについては、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までとなります。